

---

---

2021年度

税制改正の概要

---

---

## 内容

<b>第1章 個人所得課税</b> .....	<b>6</b>
<b>(1) 住宅ローン控除の見直し</b> .....	<b>6</b>
① 住宅ローン控除特例措置の延長、拡充.....	6
② 既存住宅等の証明方法の拡充.....	7
<b>(2) 総合課税の対象となる社債利子等の整備</b> .....	<b>7</b>
① 改正の内容.....	7
② 適用時期.....	8
<b>(3) セルフメディケーション税制の見直し</b> .....	<b>8</b>
改正の内容.....	8
<b>(4) 退職所得課税の見直し</b> .....	<b>8</b>
① 制度の概要.....	8
② 適用時期.....	9
<b>(5) その他、特定公益増進法人への寄附、申告手続等の見直し</b> .....	<b>9</b>
① 特定公益増進法人等への寄附.....	9
② 金融・証券税制上の手続きのデジタル化の促進.....	9
③ 申告義務のある者の還付申告書の提出義務の見直し.....	10
④ 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止.....	10
<b>第2章 資産課税</b> .....	<b>11</b>
<b>(1) 高度外国人材等が有する国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の見直し</b> <b>し 11</b>	<b>11</b>
① 適用時期.....	12
<b>(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充</b> .....	<b>12</b>
① 非課税限度額の引き上げ.....	12
② 床面積要件の緩和.....	12
③ 適用時期.....	12
<b>(3) 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し</b> .....	<b>13</b>
① 贈与者の死亡に伴う相続税の課税.....	13
② 相続税の2割加算の対象.....	13
③ 適用時期.....	14

<b>(4)</b>	<b>結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し</b> .....	<b>14</b>
①	相続税の2割加算の対象.....	14
②	受贈者の年齢要件の下限の引き下げ.....	14
<b>(5)</b>	<b>非上場株式等に係る相続税の納税猶予の役員要件の緩和</b> .....	<b>15</b>
<b>(6)</b>	<b>農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の緩和</b> .....	<b>15</b>
①	適用時期.....	15
<b>(7)</b>	<b>土地に係る固定資産税の負担調整措置</b> .....	<b>16</b>
①	適用時期.....	16
<b>(8)</b>	<b>土地の売買に係る登録免許税の軽減措置の延長</b> .....	<b>16</b>
①	適用時期.....	16
<b>(9)</b>	<b>相続による土地の所有権移転等に対する登録免許税の免税措置の延長</b> .....	<b>16</b>
①	適用時期.....	17
<b>第3章 法人課税</b> .....		<b>18</b>
<b>(1)</b>	<b>デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設</b> .....	<b>18</b>
①	対象となる事業者.....	18
②	対象となる支出.....	18
③	事業適応計画の内容.....	18
④	税制優遇措置.....	19
⑤	適用時期.....	19
<b>(2)</b>	<b>研究開発税制の見直し</b> .....	<b>20</b>
①	試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）の改正.....	20
②	中小企業技術基盤強化税制の改正.....	22
③	特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型（OI型））.....	23
④	研究開発税制の対象となる試験研究費についての見直し.....	25
<b>(3)</b>	<b>賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（人材確保等促進税制）</b> .....	<b>26</b>
①	内容.....	26
②	適用対象.....	27
③	適用時期.....	27
<b>(4)</b>	<b>中小企業における所得拡大促進税制の見直し</b> .....	<b>28</b>
①	制度の概要.....	28
②	内容.....	28
③	適用時期.....	30

<b>(5)</b>	<b>繰越欠損金の控除上限の特例の創設</b> .....	<b>31</b>
①	内容 .....	31
②	適用時期 .....	32
<b>(6)</b>	<b>株式対価M&amp;Aを促進するための措置の創設</b> .....	<b>33</b>
①	内容 .....	33
②	適用時期 .....	33
<b>(7)</b>	<b>投資運用業等の役員に対する業績連動給与に係る特例の創設</b> .....	<b>34</b>
①	内容 .....	34
②	適用対象 .....	35
③	適用時期 .....	35
<b>(8)</b>	<b>カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設</b> .....	<b>35</b>
①	内容 .....	35
②	適用対象 .....	36
③	適用時期 .....	36
<b>(9)</b>	<b>中小企業防災・減災投資促進税制の延長及び見直し</b> .....	<b>37</b>
①	対象資産の変更 .....	37
②	特別償却率 .....	37
③	適用時期 .....	37
<b>(10)</b>	<b>中小企業投資促進税制の見直し</b> .....	<b>38</b>
①	内容 .....	38
②	適用時期 .....	38
<b>(11)</b>	<b>中小企業経営強化税制の見直し</b> .....	<b>39</b>
①	内容 .....	39
②	適用時期 .....	39
<b>(12)</b>	<b>地域未来投資促進税制の延長及び見直し</b> .....	<b>41</b>
①	内容 .....	41
②	適用時期 .....	42
<b>(13)</b>	<b>中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設</b> .....	<b>43</b>
①	内容 .....	43
②	適用対象 .....	43
<b>(14)</b>	<b>その他の改正等</b> .....	<b>44</b>
<b>第4章</b>	<b>消費課税</b> .....	<b>45</b>

(1)	<b>適格請求書発行事業者の登録制度（過年度税制改正）</b> .....	45
①	改正の内容（近年の仕入税額控除の方式の遷り変り） .....	45
②	適格請求書等保存方式制度 .....	45
③	適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール .....	46
(2)	<b>郵便物として資産を輸出する場合の輸出証明</b> .....	46
①	改正の内容 .....	46
②	適用時期 .....	47
(3)	<b>課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期に係る改正</b> .....	47
①	改正の内容 .....	47
②	適用時期 .....	47
(4)	<b>金又は白金の地金の仕入税額控除に係る本人確認書類に係る見直し</b> .....	47
①	改正の内容 .....	47
②	適用時期 .....	47
(5)	<b>その他</b> .....	47
①	改正の内容 .....	47
	<b>第5章 国際課税</b> .....	<b>48</b>
(1)	<b>過大支払利子税制の見直し</b> .....	48
①	改正の内容 .....	48
②	制度の概要 .....	48
③	今回の改正点 .....	48
④	適用時期 .....	49
(2)	<b>外国子会社配当に係る外国源泉税の取り扱いの見直し</b> .....	49
①	改正の内容 .....	49
②	外国子会社配当の益金不算入制度を受ける場合 .....	49
③	外国子会社配当の益金不算入制度を受けない場合 .....	49
(3)	<b>その他の改正</b> .....	49
	<b>第6章 納税環境整備</b> .....	<b>50</b>
(1)	<b>税務関係書類における押印義務の見直し</b> .....	50
①	引き続き押印が必要な税務関係書類 .....	50
②	適用時期 .....	50
(2)	<b>電子帳簿等保存制度の見直し</b> .....	51
①	制度の概要 .....	51
②	改正の全体像 .....	51

③	帳簿書類の電子保存制度の改正点 .....	52
④	スキャナ保存制度の改正点 .....	52
⑤	電子取引のデータ保存制度の改正 .....	53
⑥	スキャナ保存、電子取引のデータの保存制度についての担保措置 .....	54
⑦	適用時期 .....	54
<b>(3)</b>	<b>その他の改正 .....</b>	<b>54</b>
①	納税環境整備における電子化、オンライン化等 .....	54
②	その他 .....	54

# 第1章 個人所得課税

## 概要

- 住宅ローン控除が見直されます。
- 総合課税の対象となる社債利子等が整備されます。
- セルフメディケーション税制が見直されます。
- 退職所得課税が見直されます。
- その他、特定公益増進法人への寄附、申告手続等が見直されます。

### (1) 住宅ローン控除の見直し

- 改正の内容
  - ①住宅ローン控除の特例措置が延長、拡充されます。
  - ②既存住宅等の証明方法が拡充されます。

#### ① 住宅ローン控除特例措置の延長、拡充

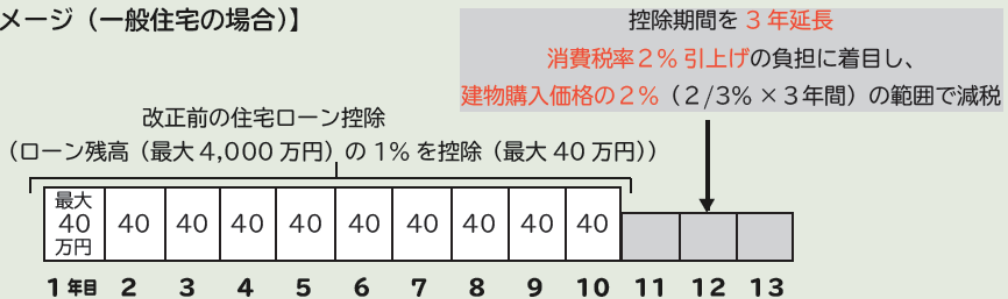
##### イ、住宅ローン控除特例措置の延長

特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除が3年間拡充されます。

特別特例資産とは、取得にかかる消費税が10%である住宅で、次に掲げる期間に契約した住宅です。

居住用家屋の新築	令和2年10月1日から 令和3年9月30日までの期間
分譲住宅・中古住宅・増改築	令和2年12月1日から 令和3年11月30日までの期間

#### 【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



(注) 認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

(出典：財務省資料)

##### ロ、床面積要件の緩和

上記イの特例は、40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用

できます。ただし、13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用できません。

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
<b>【改正後】</b> 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
			面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡~50㎡は所得1,000万円以下	
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 = 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居~		R3年末までの入居	
		控除期間 10年		

(出典：財務省資料)

## ② 既存住宅等の証明方法の拡充

既存住宅等に係る住宅ローン控除の適用を受ける初年度において、納税者から既存住宅等に係る不動産識別事項等が提出された場合には、登記事項等証明書の提出が不要となります。

## (2) 総合課税の対象となる社債利子等の整備

### ● 改正の内容

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものが、総合課税の対象とされます。

### ① 改正の内容

社債利子の利子所得は原則として分離課税とされていますが、租税負担の軽減行為に対応するため、同族会社の株主が受け取る利子は、総合課税とされています。



今回の改正により、同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が受け取る利子が、総合課税の対象となります。

## ② 適用時期

令和3年4月1日以降に支払われる利子等に適用されます。

## (3) セルフメディケーション税制の見直し

### ● 改正の内容

対象となる医薬品の範囲等を見直し、5年間延長されます。

### 改正の内容

		改正前	改正後
適用期限		令和3年12月31日	令和8年12月31日
対象となる 医薬品	スイッチ OTC 医薬品	全て対象	療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外
	上記対象外の 医薬品	全て対象外	同種の効能を有する医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いものが対象
申告手続の 簡素化		取組関係書類の添付又は提示が必要	取組関係書類の添付又は提示が不要 但し、税務署長は5年間、提出又は提示を求めることができる

## (4) 退職所得課税の見直し

### ● 改正の内容

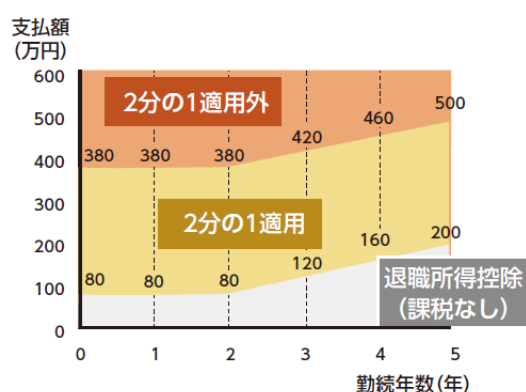
勤続年数が5年以下である者の退職所得の金額の計算につき、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置が適用されません。

## ① 制度の概要

勤続年数が5年以下の特定役員等については、収入金額から退職所得控除額を控除

した残額については、退職所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置が適用されません。

今回の改正により、特定役員以外でも、勤続年数が 5 年以下であるすべての者の退職所得の金額の計算につき、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置が適用されません。



(出典：財務省資料)

## ② 適用時期

令和 4 年以降の所得税に適用されます。

## (5) その他、特定公益増進法人への寄附、申告手続等の見直し

### ● 改正の内容

- ① 特定公益増進法人への寄附金制度について、寄附金の範囲が見直されます。
- ② 金融・証券税制上の手続きのデジタル化が促進されます。
- ③ 申告義務のある者の還付申告書の提出義務が見直されます。
- ④ 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認が廃止されます。

### ① 特定公益増進法人等への寄附

特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金が除外されます。

### ② 金融・証券税制上の手続きのデジタル化の促進

特定口座内保管上場株式等移管依頼書の提出について、書面に変えて、電磁的な方法により提出することができるようになります。また、一部の書類の提出にあたり、住所等確認書類の提出が不要となりました。

### ③ 申告義務のある者の還付申告書の提出義務の見直し

計算した所得税の額が配当控除の額を超える場合には、たとえ源泉徴収税額や予定納税額があることにより、納付する税額がない（還付税額がある）ときでも、確定申告書の提出が必要でした。

改正後は、計算した所得税の額が配当控除の額を超える場合には、たとえ源泉徴収税額や予定納税額があることにより、納付する税額がないときには、確定申告書の提出が不要となります。なお、税金の還付を受けるには、別途還付申告書を提出することが必要であり、その提出期間は、現行の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年1月1日から5年間）と同様となります。

なお、財産債務調書の提出義務については改正されていないため、提出期限までに所得計算及び財産債務の計算が必要となります。

令和4年以降の所得税について適用されます。

### ④ 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

給与等の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて、電磁的方法による提供を行う場合、税務署長の承認を不要とします。

イ、給与所得者の扶養控除等申告書

ロ、従たる給与についての扶養控除等申告書

ハ、給与所得者の配偶者控除等申告書

ニ、給与所得者の基礎控除申告書

ホ、給与所得者の保険料控除申告書

ヘ、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書

ト、所得金額調整控除申告書

チ、退職所得の受給に関する申告書

リ、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されます。

## 第2章 資産課税

### 概要

- 外国人が保有する国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務が見直されました。
- 住宅取得等資金の贈与税の非課税措置について、非課税限度額が据え置かれ、床面積要件が緩和されます。
- 教育資金の一括贈与の非課税措置について、一定の見直しを行った上で、適用期限が延長されます。
- 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置について、一定の見直しを行った上で、適用期限が延長されます。
- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予について、役員要件が緩和されました。
- 農地等に係る相続税等の納税猶予の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置が5年間延長されました。
- 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等が3年間延長されます。
- 令和3年度の土地の課税標準額が令和2年度の課税標準額より上昇する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の課税標準額と同額とされます。
- 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置が2年間延長されました。
- 相続による土地の所有権移転登記等に対する登録免許税の免税措置が1年間延長されました。

### (1) 高度外国人材等が有する国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の見直し

#### ● 改正の内容

高度外国人材等の日本での就労を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が保有する国外財産について、その居住期間にかかわらず、相続税・贈与税の課税対象から除かれました。

	日本に滞在中に死亡した外国人 (被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住 (例:本国に住む家族)	相続人が日本に居住 (相続開始前15年中10年以下)
改正前	10年以下	日本国内の財産にのみ課税	
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税	
改正後	入管法別表第一の在留資格で居住 (居住期間を問わない)	日本国内の財産にのみ課税 (国外財産に課税しない)	

(注)入管法別表第一:高度専門職、経営・管理、研究など、日本で就労等する際に付与(永住者等は含まない)。

(出典:財務省資料)

### ① 適用時期

令和3年4月1日以後の相続・贈与から適用されます。

## (2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

### ● 改正の内容

- ①住宅用家屋の新築に係る契約を令和3年4月1日から同年12月31日までに締結した場合の非課税限度額が引き上げられ、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの非課税限度額と同額になります。
- ②住宅用家屋に係る床面積要件について、合計所得金額が1,000万円以下の者は、50㎡から40㎡へ引き下げられます。

### ① 非課税限度額の引き上げ

契約の締結日	消費税率10%が適用される場合		左記以外の場合	
	省エネ住宅	左記以外	省エネ住宅	左記以外
H31.4.1～R2.3.31	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
R2.4.1～R3.3.31	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
R3.4.1～R3.12.31	<del>1,200万円</del>	<del>700万円</del>	<del>800万円</del>	<del>300万円</del>
	→1,500万円	→1,000万円	→1,000万円	→500万円

赤字が本税制改正で引き上げられた非課税限度額

### ② 床面積要件の緩和

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税を受けるための住宅用家屋の床面積の要件は、50㎡以上240㎡以下とされていましたが、合計所得が1,000万円以下の者については、床面積要件が40㎡以上240㎡以下と緩和されます。

合計所得金額	改正前	改正後
1,000万円以下	50㎡以上	40㎡以上
1,000万円超 2,000万円未満		50㎡以上

### ③ 適用時期

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

### (3) 教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

#### ● 改正の内容

- ①一定の見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで延長されます。
- ②贈与者が死亡した場合において、管理残額（非課税拋出額－教育資金支出額）があれば相続財産に加算されます（受贈者が23歳未満等の場合を除く）。
- ③上記②の管理残額につき、贈与者の子以外の直系尊属に相続税が課される場合は、2割加算の対象となります。

#### ① 贈与者の死亡に伴う相続税の課税

信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、管理残額がある場合には、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなして相続財産に加算されます。ただし、受贈者が次のいずれかに該当する場合は除かれます。

- ・23歳未満である場合
- ・学校等に在学している場合
- ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

	改正前	改正後
内容	贈与から3年以内に贈与者が死亡した場合において、管理残高がある場合にのみ相続財産に加算（一定の場合を除く）	贈与者が死亡した場合において、管理残高がある場合には、贈与から死亡までの年数にかかわらず相続財産に加算（一定の場合を除く）

#### ② 相続税の2割加算の対象

<相続税の2割加算とは>

被相続人の孫に財産が遺贈されることにより、相続税の課税機会が1回減少することから、ある程度の相続税の負担を重くし、その負担の調整を図る目的でこのような財産の取得については、相続税の2割加算が行われます。なお、相続税の2割加算の対象者は、被相続人の1親等の血族及び配偶者以外の者とされています。

	改正前	改正後
内容	孫が受贈者の場合において、上記①により相続財産に加算される管理残高に対応する相続税について相続税の2割加算の適用なし	孫が受贈者の場合において、上記①により相続財産に加算される管理残高に対応する相続税について相続税の2割加算の適用あり

### ③ 適用時期

令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

## (4) 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

### ● 改正の内容

- ①一定の見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで延長されます。
- ②贈与者が死亡した場合において、管理残額（非課税拋出額－結婚・子育て資金支出額）があれば相続財産に加算されますが、受贈者が孫の場合には、その管理残額に対する相続税について、相続税の2割加算の対象となります。
- ③受贈者の年齢要件の下限が18歳以上に引き下げられます。

### ① 相続税の2割加算の対象

	改正前	改正後
内容	孫が受贈者の場合において、相続財産に加算される管理残高に対応する相続税について <u>相続税の2割加算の適用なし</u>	孫が受贈者の場合において、相続財産に加算される管理残高に対応する相続税について <u>相続税の2割加算の適用あり</u>

### ・適用時期

令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

### ② 受贈者の年齢要件の下限の引き下げ

	改正前	改正後
内容	20歳以上	18歳以上

### ・適用時期

令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

## (5) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の役員要件の緩和

- 改正の内容

後継者が被相続人の相続開始の直前において、一定の場合には、特例認定承継会社の役員でないときであっても相続税の納税猶予を受けることができます。

非上場株式等に係る相続税の納税猶予を受けるためには、後継者は相続開始前から役員であることが要件となっていますが、被相続人が 60 歳未満で死亡した場合には、後継者は役員でなくても納税猶予の適用を受けることができました。その被相人の死亡の年齢等が緩和されました。

	改正前	改正後
年齢制限	被相続人が 60 歳未満で死亡した場合	被相続人が 70 歳未満で死亡した場合
確認要件	—	後継者が都道府県の確認を受けた特例承認計画に記載されている場合

年齢要件については一般措置においても改正

## (6) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の緩和

- 改正の内容

農地等の納税猶予を受けている農地等を譲渡した場合であっても、その譲渡の原因が収用交換等であれば利子税を全額免除する措置の特例期限が 5 年間延長されました。

### ① 適用時期

令和 8 年 3 月 31 日まで延長されます。



## (7) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

- 改正の内容

- ①土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等が3年間延長されます。
- ②令和3年度限りの措置として、土地の評価替えにより令和3年度の課税標準額が令和2年度より上昇する場合には、令和2年度の課税標準額に据え置かれます。

### ① 適用時期

上記①については、令和3年度から令和5年度の固定資産税について適用されます。  
上記②については、令和3年度の固定資産税について適用されます。

## (8) 土地の売買に係る登録免許税の軽減措置の延長

- 改正の内容

土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置が2年間延長されました。

登記の種類	本則	軽減措置
所有権の移転登記	2.0%	1.5%
所有権の信託登記	0.4%	0.3%

### ① 適用時期

軽減措置は、令和5年3月31日まで延長されます。

## (9) 相続による土地の所有権移転等に対する登録免許税の免税措置の延長

- 改正の内容

相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を加えたうえで、その適用期限が1年延長されました。

### <制度の概要>

個人が相続により土地の所有権を取得した場合に、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の登記を受ける前に死亡した時は、当該個人を当該土地の所有権の登記名義

人とするために受ける登記については、登録免許税が課されません。



(出典：法務局ホームページ)

### ① 適用時期

令和4年3月31日までに行われる登記申請に適用されます。

## 第3章 法人課税

### 概要

- DX投資促進税制が創設されます。
- 研究開発税制が見直されます。
- 賃上げ及び投資の促進に係る税制が見直されます。
- 中小企業における所得拡大促進税制が見直されます。
- 繰越欠損金の控除上限の特例が創設されます。
- 株式対価M&Aを促進するための措置が創設されます。
- 投資運用業等の役員に対する業績連動給与に係る特例が創設されます。
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されます。
- 中小企業防災・減災投資促進税制が延長され、見直されます。
- 中小企業投資促進税制が見直されます。
- 中小企業経営強化税制が見直されます。
- 地域未来投資促進税制が延長され、また見直されます。
- 中小企業事業再編投資損失準備金制度が創設されます。
- その他

### (1) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

#### ● 改正の内容

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設します。（2年間の時限措置）

#### ① 対象となる事業者

- イ. 青色申告書を提出する法人で同法の事業
- ロ. 産業競争力強化法に定める事業適応計画の認定を受けたもの

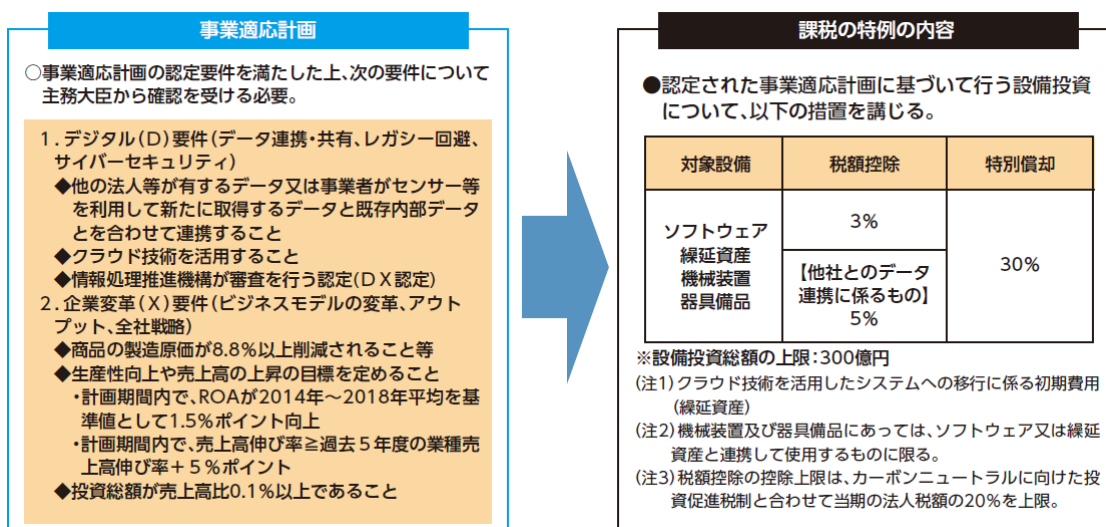
#### ② 対象となる支出

認定を受けた事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出をした場合に、税制優遇措置が講じられます。

#### ③ 事業適応計画の内容

特別償却又は税額控除の税制優遇措置を受けるためには、下記の事業適応計画の内容

に沿い、要件を満たすことが必要です。



(出典：財務省資料)

#### ④ 税制優遇措置

以下のいずれかの選択適用ができます。

- イ. 特別償却  
     取得価額×30%
- ロ. 税額控除  
     取得価額×3%

#### ⑤ 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はソフトウェアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る。)の支出をした場合に適用されます。

## (2) 研究開発税制の見直し

### ● 改正の内容

試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度（OI型）について、見直されます。

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除の上限を引き上げる（改正前：25%→30%）とともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（改正前：6%→2%）を行うこととなります。

### ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）の改正

本制度について、次のとおり見直されます。

イ. 控除上限の引き上げ

(イ) 内容

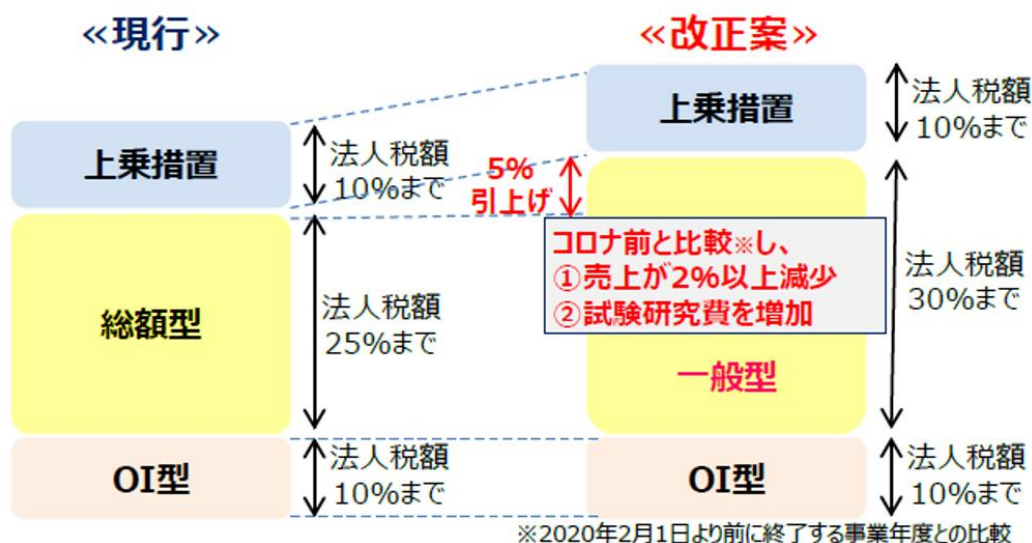
控除税額の上限に当期の法人税額の5%が上乘せされます。

(ロ) 適用要件

- ・ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上
- ・ 試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。）であること

(ハ) 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度が適用対象年度となります。



(出典：経済産業省資料)

ロ. 控除率の見直し（増加インセンティブを強化）

(イ) 内容

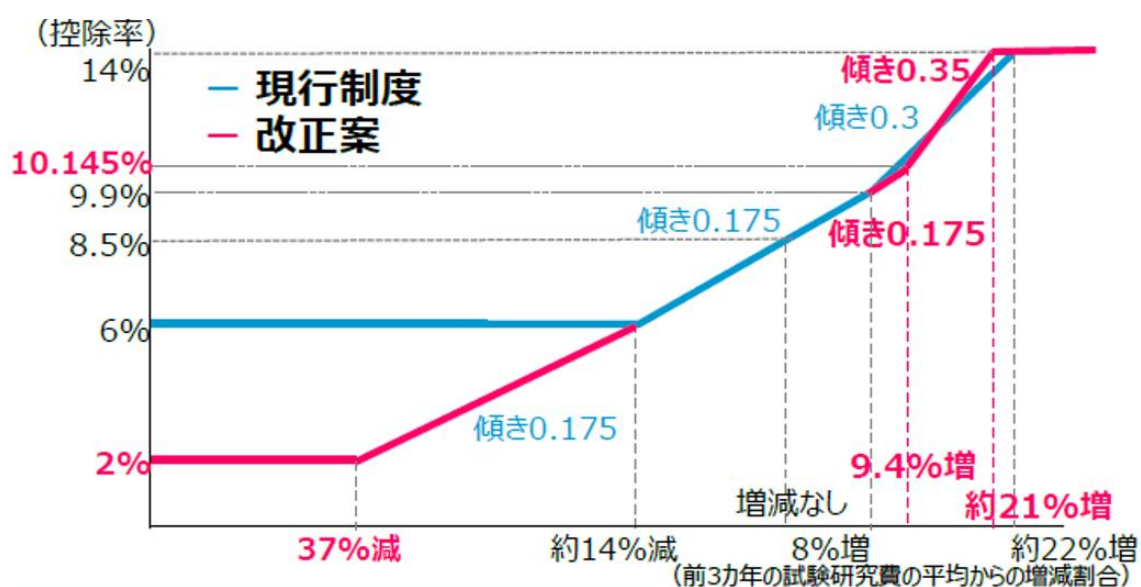
税額控除率を次のとおり見直し、その下限を2%（現行：6%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が2年延長されます。

- ・ 増減試験研究費割合が9.4%超の場合

$$\text{控除率} = 10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

- ・ 増減試験研究費割合が9.4%以下の場合

$$\text{控除率} = 10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$



(出典：経済産業省資料)

- ハ. 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が2年延長されます。

## ② 中小企業技術基盤強化税制の改正

本制度の控除額の計算について、次のとおり改正されます。

### イ. 控除上限への法人税額 5%の上乗せ

#### (イ) 内容

恒久措置分の控除税額の上限（法人税額の 25%）に、当期の法人税額の 5%を上乗せされます。

#### (ロ) 適用要件

- ・ 基準年度比売上金額減少割合が 2%以上
- ・ 試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度

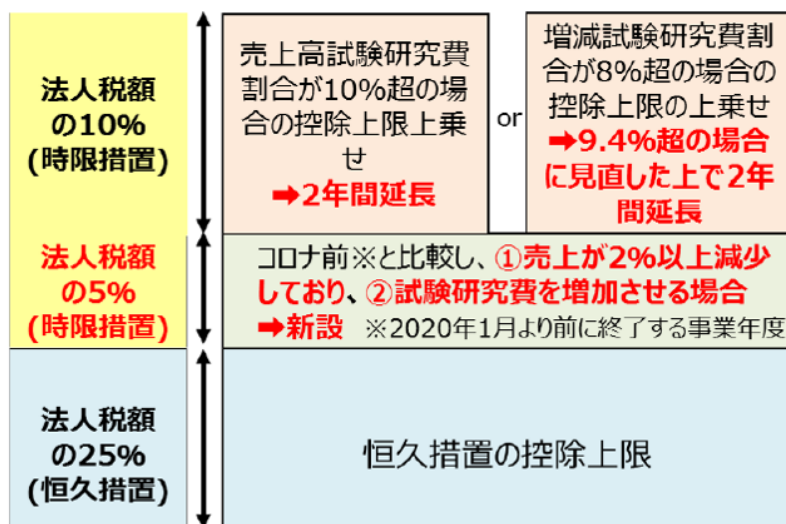
#### (ハ) 適用時期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度が適用対象年度となります。

### ロ. 控除上限への法人税額 10%の上乗せ特例の適用延長

試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合（ハの適用がある場合を除く。）における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が 2 年延長されます。

<控除税率>



(出典：経済産業省資料)

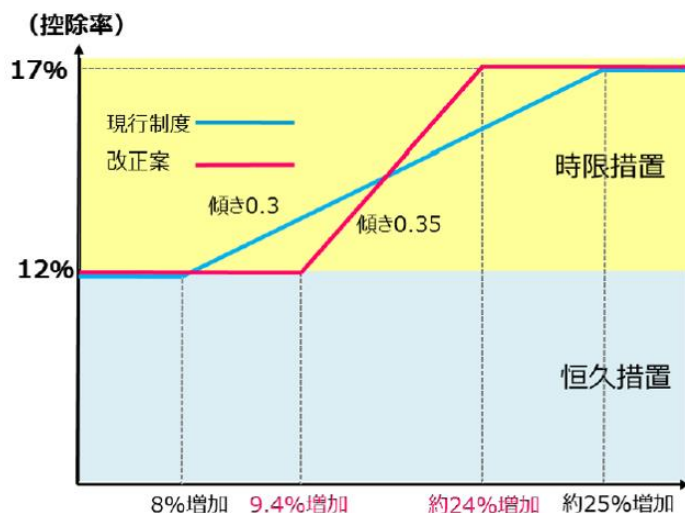
## ハ. 控除率の見直し

### (イ) 内容

増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に関し、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に、次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限が2年延長されます。

$$\text{税額控除率 (注)} = 12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

(注) 税額控除率は、17%を上限とする(現行と同じ。)



(出典：経済産業省資料)

### ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(オープンイノベーション型(OI型))

本制度の対象となる特別試験研究費の額の範囲等について改正され、本制度適用に関する確認等の手続を明確化するなどの改善が行われます。

#### イ. 特別試験研究費の範囲の拡大とその税額控除率

対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率が25%に見直されます。

(注1) 共同研究及び委託研究の範囲は、出資後10年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。

(注2) 関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とする。

#### ロ. 特別研究機関等の範囲の拡大

特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への



委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関が加わります。

#### ハ. 過度な「監査」手続きの回避と相手方の「確認」手続きの合理化

その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善が行われます。

#### ニ. 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る対象金額の制限

特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究について、契約上の試験研究費の総見込額が 50 万円を超えるものに限定されます。

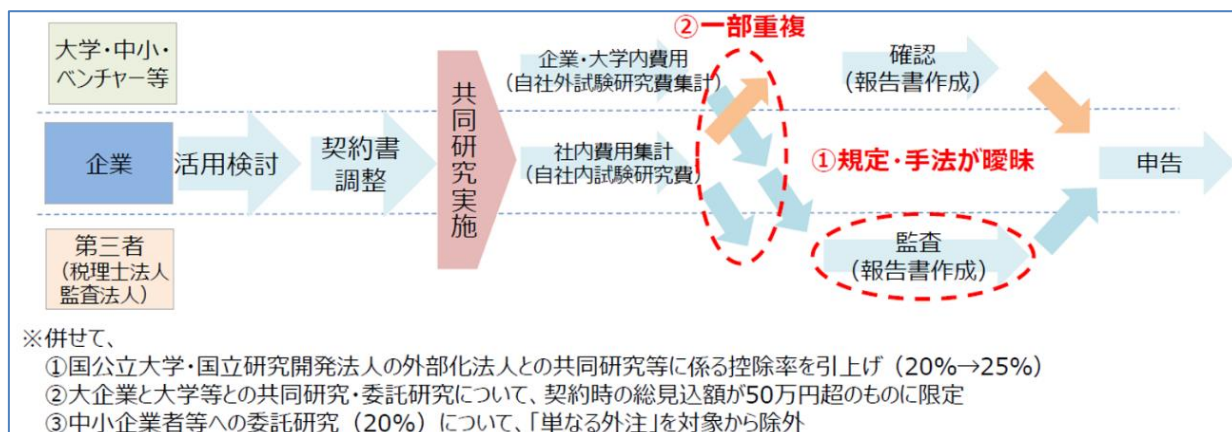
(注) 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）及び農業協同組合等については現行どおりとする。

#### ホ. 特定中小企業者等への委託研究に係る制限

特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定されます。

- (イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
- (ロ) 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

#### <OI 型活用の流れと監査手法の明確化と相手方確認プロセスの合理化>



(出典：経済産業省資料)

#### ④ 研究開発税制の対象となる試験研究費についての見直し

研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について、次のとおり、見直し及び明確化が行われます。

イ. 試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものが加えられます。

(注1) 上記の「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいう。

(注2) 研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を、研究開発税制の対象となる試験研究費から除外するとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用とする。

ロ. リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うもので、試験研究に該当しないもの）が除外されます。

ハ. 開発中の技術をその開発をする者において試行する場合において、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について明確化されます。

### (3) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（人材確保等促進税制）

#### ● 改正の内容

新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置を講じます。（2年間の時限措置）

加えて、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が上乘せされます。

#### ① 内容

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度を見直し、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる制度となります。

この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとなります。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限となります。

＜改正前＞	＜改正後＞
<p><b>【要件】</b></p> <p>① <u>継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上</u></p> <p>② <u>国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の95%以上</u></p> <p>③ <u>雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</u></p> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除</li> <li>教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費<math>\geq</math>前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乘せ(→合計20%)</li> <li>税額控除額は法人税額の20%を限度</li> </ul>	<p><b>【要件】</b></p> <p>① <u>新規雇用者<sup>(※1)</sup>給与等支給額：対前年度増加率2%以上</u></p> <p>② <u>雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</u></p> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規雇用者<sup>(※2)</sup>給与等支給額<sup>(※3)</sup>の15%の税額控除</li> <li>教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費<math>\geq</math>前期の教育訓練費の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乘せ(→合計20%)</li> <li>税額控除額は法人税額の20%を限度</li> </ul>

(※1) 雇用保険法に規定する一般被保険者に限られる。

(※2) 賃金台帳に新たに記載された者をいう。(一般被保険者以外の者を含む。)

(※3) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

(注1) 設立事業年度は対象外とする。

(注2) 上記の「新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、上記の「新規雇用者比較給与等支給額」とは、前期の新規雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 上記の「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とするとともに、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。

(注4) 比較教育訓練費の額は、前期の教育訓練費の額とする。

(注5) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。

(出典：財務省資料)

## ② 適用対象

青色申告書を提出する法人が対象となります。

## ③ 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

#### (4) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

- 改正の内容

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を2年延長します。

##### ① 制度の概要

所得拡大促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

##### ② 内容

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

《改正前》	《改正後》
<p><b>【要件】</b></p> <p>① <u>継続雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率1.5%以上</p> <p>② 雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること</p> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除</li> <li>・<u>継続雇用者給与等支給額</u>の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%)</li> <li>・税額控除額は法人税額の20%を限度</li> </ul>	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率1.5%以上</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除</li> <li>・<u>雇用者給与等支給額</u>の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%)</li> <li>・税額控除額は法人税額の20%を限度</li> </ul>

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ① 当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の 1.1 倍
- ② 中小企業等経営強化法の認定に係る計画

(改正後：中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加) における経営力向上の証明

(出典：財務省資料)

イ. 適用要件

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5%以上増加していることが適用要件となります。

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額（適用年度）} - \text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}} \geq 1.5\%$$

(※1) 雇用者給与等支給額

全ての国内雇用者に対する給与等の支給額から、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(※3)を控除した金額をいいます。

ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額からは、雇用安定助成金額(※4)が除かれます。

(※2) 比較雇用者給与等支給額

前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

(※3) 他の者から支払を受ける金額

助成金等及び出向に係る出向先法人が負担すべき給与をいいます。

(※4) 雇用安定助成金額

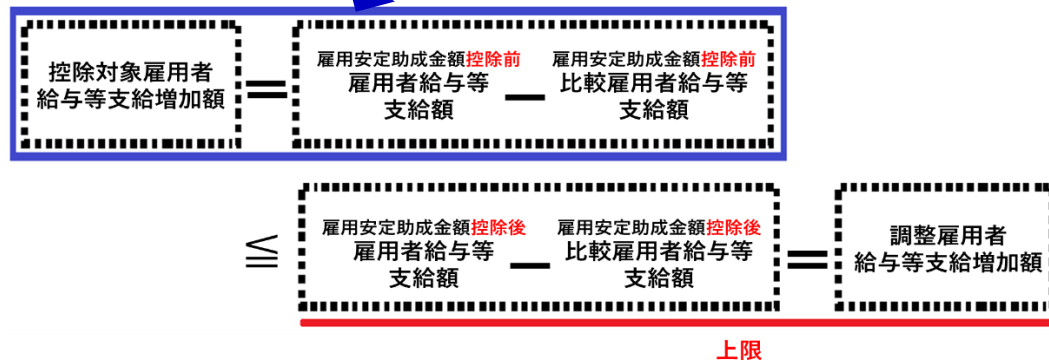
雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金及びこれらに上乗せして支給される助成金等をいいます。

給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額から、この雇用安定助成金額は除かれますが、一方、他のキャリアアップ助成金などの助成金等は除かれません。

ロ. 税額控除

控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%が税額控除できます。ただし、税額控除額は、ハの上乗せ措置とあわせて法人税額又は所得税額の 20%が上限となります。

$$\text{税額控除額} = \text{控除対象雇用者給与等支給増加額} \times 15\%$$



## ハ. 税額控除（上乘せ措置）

### （イ）内容

下記（ロ）の適用要件を満たす場合には、控除率が 10% 上乘せされ、上述のロとあわせて 25% の控除率となります。

ただし、税額控除額は法人税額又は所得税額の 20% が上限となります。

### （ロ）適用要件

次の a 及び b を同時に満たす場合に、上乘せ措置は適用されます。

a. 雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5% 以上増加している場合

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額（適用年度）} - \text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}} \geq 2.5\%$$

※ 雇用者給与支給額は給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除します。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額からは、雇用安定助成金額が除かれます。

b. 次の（a）又は（b）のいずれかを満たす場合

（a） 教育訓練費が前年度と比べて 10% 以上増加していること

$$\frac{\text{教育訓練費の額（適用年度）} - \text{比較教育訓練費の額（前事業年度）}}{\text{比較教育訓練費の額（前事業年度）}} \geq 10\%$$

国内雇用者に対する教育訓練費が対象となり、以下の者は対象外です。

- ・ 役員及び役員の親族等
- ・ 内定者等の入社予定者

（b） 適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

## ③ 適用時期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において適用されます。

## (5) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

### ● 改正の内容

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（注）を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例を創設します。

（注）カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等をいいます。

### ① 内容

青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限ります。）の範囲内で損金算入できることとなります。

（注1） 事業適応は、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして一定の基準に該当するものに限る。

（注2） 上記の「適用事業年度」とは、次のいずれにも該当する事業年度をいう。

イ. 基準事業年度（特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度をいう。）開始の日以後5年以内に開始した事業年度であること。

ロ. 事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること。

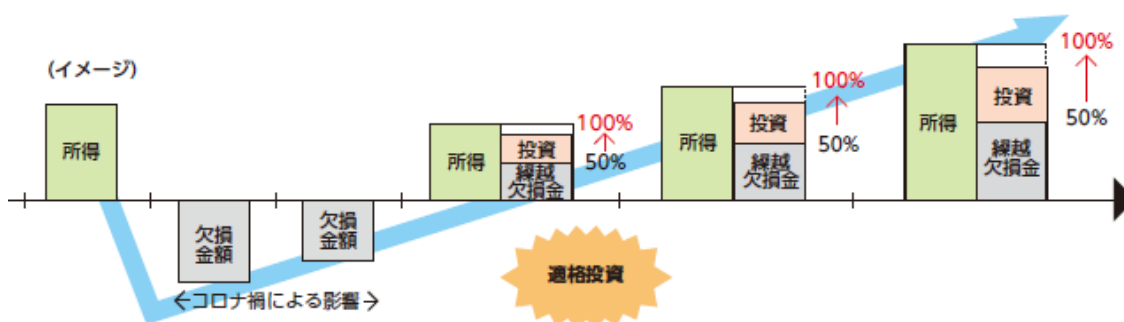
ハ. 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること。

（注3） 上記の「累積投資残額」とは、事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいう。



< 事業適応計画及び課税の特例の内容 >

事業適応計画	課税の特例の内容				
<p>○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件を満たす必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること</li> <li>◆計画期間内に達成を見込む業績目標 (ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など) を定めること</li> <li>◆投資計画が企業の成長に資する内容であること (単純な維持・更新投資は対象外)</li> <li>◆主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認</li> </ul>	<p>●認定された事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について以下の措置を講じる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #92D050;">対象欠損事業年度</th> <th style="background-color: #92D050;">欠損金の控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2年間※</td> <td style="text-align: center;">最大5年間 100%控除可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度</p> <p>(注) この特例における欠損金の控除限度額の引上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額を上限。</p>	対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額	2年間※	最大5年間 100%控除可能
対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額				
2年間※	最大5年間 100%控除可能				



(出典：財務省資料)

② 適用時期

令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

ただし、一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

## (6) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

### ● 改正の内容

企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずることとなります。

(注) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が20%以下であるものに限られます。

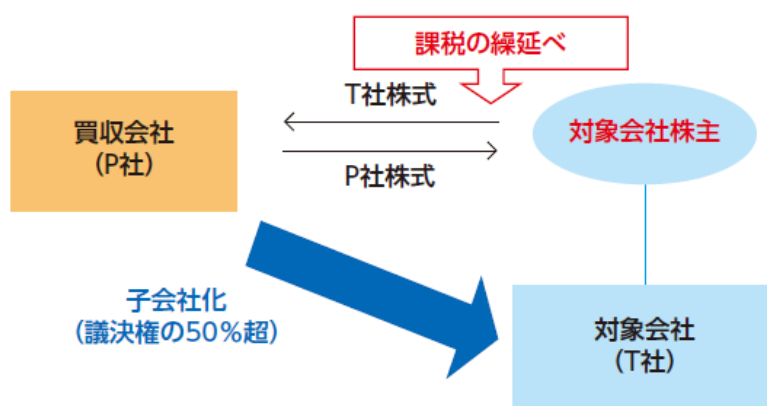
### ① 内容

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとなります。

(注1) 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(注2) 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える(株式交換及び株式移転についても同様とする。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。

(注3) 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。



(出典：財務省資料)

### ② 適用時期

令和3年4月1日以降の株式交付について適用されます。

## (7) 投資運用業等の役員に対する業績連動給与に係る特例の創設

### ● 改正の内容

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対して支給される業績連動給与について、その算定方法等が記載された事業報告書を金融庁ホームページに掲載するなど一定の要件を満たした場合に、損金算入を可能とする措置を設けることとします。

### ① 内容

業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合において、投資家の事前承認要件を満たすときは、その業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは、利益に関する指標等が記載されるべき有価証券報告書とみなすとともに、その法人が、その業績連動給与に係る算定方法の内容を、報酬委員会における決定等の手続終了の日以後遅滞なく、その事業報告書に記載して提出し、かつ、同法の説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表した場合には、算定方法の内容が有価証券報告書等で開示されていることとの要件を満たすこととなります。

(注1) 上記の「特定投資運用業者」とは、その事業年度の収益の額の合計額のうち占める次の業務に係る収益の額の合計額の割合が75%以上である法人(有価証券報告書提出会社及びその完全子法人を除く。)をいう。

- イ. 金融商品取引業者等の投資運用業
- ロ. 特例業務届出者の適格機関投資家等特例業務
- ハ. 海外投資家等特例業務届出者の海外投資家等特例業務
- ニ. 届出をして移行期間特例業務を行う者の移行期間特例業務

(注2) 業績連動給与は、その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。

(注3) 上記の「投資家の事前承認要件」とは、次のいずれかの要件を満たすことをいう。

- イ. その運用財産に係るファンド契約書等においてその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法を記載すること。
- ロ. 本制度の適用を受けようとする事業年度開始前にその運用財産に係る投資事業有限責任組合の組合員の集会等においてその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法についての報告が行われ、かつ、その議事録にその報告につき組合員等から異議があった旨の記載又は記録がないこと。

## ② 適用対象

青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当する法人が対象となります。

## ③ 適用時期

金融商品取引法の改正を前提に、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（同法の改正法の施行の日以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合について適用されます。

## (8) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

### ● 改正の内容

2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設します。

### ① 内容

脱炭素化効果の高い先進的な投資を行った場合において、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%）の税額控除との選択適用ができることとなります。

ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限とされます（所得税についても同様です）。

(注1) 脱炭素化効果の高い先進的な投資とは、産業競争力強化法の「中長期環境適応生産性向上設備」又は「中長期環境適応需要開拓製品生産設備」の取得等を指す。

(注2) 上記の「中長期環境適応生産性向上設備」とは、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応に用いられる一定の設備をいう。

(注3) 上記の「中長期環境適応需要開拓製品生産設備」とは、中長期環境適応に用いられる製品であつて、温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する製品その他の我が国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備をいう。

(注4) 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は500億円を限度とする。

### 事業適応計画

【計画の経済産業大臣の認定】

#### 1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備

(需要開拓商品生産設備)

- ① 需要開拓商品<sup>\*</sup>の生産を行うために不可欠な機械装置であること
- ② 専ら需要開拓商品の生産に使用されること

(※) 燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

#### 2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備(生産工程効率化等設備)

- ・事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額(炭素生産性)の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること



### 課税の特例の内容

● 認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

#### 1. 需要開拓商品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

#### 2. 生産工程効率化等設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置 器具備品 建物附属設備 構築物	5% 【目標が10%以上 向上の場合】 10%	50%

(\*) 導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※ 設備投資総額の上限: 500億円

(注) 税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

(出典：財務省資料)

## ② 適用対象

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画について同法の認定を受けた法人が対象となります。

## ③ 適用時期

産業競争力強化法の改正を前提に、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合に適用されます。

## (9) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長及び見直し

### ● 改正の内容

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産の範囲等について見直されます。

### ① 対象資産の変更

イ. 追加される資産（赤字）

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ（注1）
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、 <u>感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ</u>
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、 電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、 排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、 防水シャッター、 <u>無停電電源装置（UPS）</u> （注1）

（注1）これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。

（注2） 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となる。

（注3） 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするものは対象外

（出典：経済産業省資料）

ロ. 現行制度から除外される資産

- ・ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター

### ② 特別償却率

本税制では特別償却のみ適用され、税額控除との選択適用はありません。

イ. 令和5年3月31日までに取得等をする資産 : 20%（現行と同じ。）

ロ. 令和5年4月1日以後に取得等をする資産 : 18%

### ③ 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に認定を受けた事業継続力強化計画等の対象資産で、認定を受けた日から1年以内に取得等をして事業の用に供した資産について適用されます。

## (10) 中小企業投資促進税制の見直し

### ● 改正の内容

中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等をした上で、適用期限を2年延長します。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、中小企業投資促進税制と統合の上、廃止します。

<参考：中小企業投資促進税制>

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

<参考：商業・サービス業・農林水産業活性化税制>

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

### ① 内容

中小企業投資促進税制について、対象となる指定事業に次の事業を加え、その適用期限が2年延長されます。(赤字が今回の追加業種等)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、<b>商店街振興組合</b>等）</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（ <b>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ</b> その他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、 <b>不動産業、物品賃貸業</b> ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

(出典：経済産業省資料)

### ② 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます。

## (11) 中小企業経営強化税制の見直し

### ● 改正の内容

中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を2年延長します。

＜参考：中小企業経営強化税制＞

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる制度。

### ① 内容

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（D類型）が記載されたものに限る。）を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限が2年延長されます。

### ② 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます。

＜対象資産の概要図＞

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）</li> <li>◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）</li> <li>◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内）</li> <li>◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械装置（160万円以上）</li> <li>◆ 工具（30万円以上）</li> <li>◆ 器具備品（30万円以上）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上）</li> <li>◆ ソフトウェア（70万円以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械装置（160万円以上）</li> <li>◆ 工具（30万円以上）</li> <li>◆ 器具備品（30万円以上）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上）</li> <li>◆ ソフトウェア（70万円以上）</li> </ul>
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）

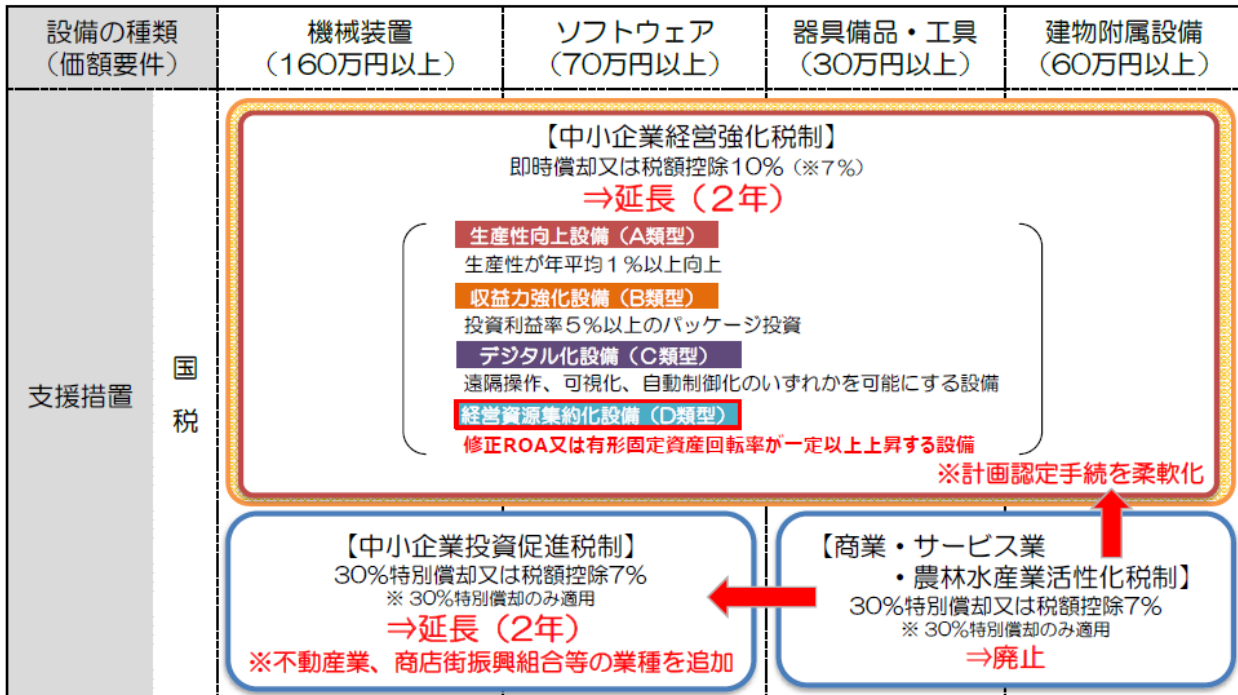
要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

（出典：経済産業省資料）



＜中小企業経営強化税制の体系図＞



を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(出典：経済産業省資料)

## (12) 地域未来投資促進税制の延長及び見直し

### ● 改正の内容

地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長することとします。

### ① 内容

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限が2年延長されます（所得税についても同様）。

- イ. 対象となる事業にサプライチェーンの強靱化に資する類型を加えるとともに、承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件について、次の見直しが行われます。
  - (イ) 事業の先進性の確認に当たっては、投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれることを確認することとされます。
  - (ロ) サプライチェーンの強靱化に資する類型については、上記（イ）の投資収益率又は労働生産性の伸び率の確認に代えて、海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でのその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれることを確認することとされます。
  - (ハ) 承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合に先進性に係る要件を満たすこととされる特例について、その承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日とその特定非常災害発生日から1年（現行：5年又は3年）を経過していない場合とし、対象となる区域を特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区のうちその特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域とされます。
- ロ. 特別償却率及び税額控除率の引上げに係る要件については、その確認に当たっては、投資収益率及び労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれることを確認することとされます。
- ハ. 主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画の実施期間内には、同一の都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた他の地域経済牽引事業計画について主務大臣の確認を受けられないこととし、承認地域経済牽引事業計画の実施期間終

了後に、同一の都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた他の地域経済牽引事業計画について主務大臣の確認を受けようとする場合には、主務大臣は、現行の要件の確認に加えて、その確認に係る地域経済牽引事業計画前の地域経済牽引事業計画に係る投資収益率及び労働生産性の伸び率の実績を確認することとなります。

なお、改正内容の概要は下記のとおりです（赤字が改正箇所となります。）。

**地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）**

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

**<地域経済牽引事業の要件>**

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

**課税の特例措置（国の確認）**

**<課税特例の要件>**

- ①先進性を有すること **要件の客観化・明確化** →
- （※特定非常災害により被災した区域を除く）
- ②総投資額が2,000万円以上であること
- ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上

**<通常類型>**

- ①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上

**<サプライチェーン類型>**

- ①(1)海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造
- ①(2)域内(※)の取引額の増加率が一定水準以上
- (※)地域経済牽引事業を実施する都道府県内

**<上乗せ要件>（平成31年4月以降に承認を受けた事業が対象）**

- ⑤直前事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上

**課税の特例の内容・対象**

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度  
 ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。  
 ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

（出典：経済産業省資料）

## ② 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます。

## (13) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

- 改正の内容

M&A 実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&A に関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によって M&A を実施する場合（取得価額が 10 億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の 70% 以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとします。（計画の認定期限：令和 6 年 3 月 31 日）

この準備金は、据置期間終了後、原則として、5 年間で均等額を取り崩して益金算入することとします。

### ① 内容

中小企業等経営強化法の経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が 10 億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の 70% 以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとなります。

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過した日を含む事業年度から 5 年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとなります。

### ② 適用対象

青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者該当するものを除く。）のうち同法の改正法の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置が記載されたものに限る。）の認定を受けた法人が対象となります。

## (14) その他の改正等

- ① 中小企業者等の法人税率の特例の延長  
租税特別措置法による軽減税率（税率 15%）の適用期限が 2 年延長されます。  
<参考：租税特別措置法による軽減税率>  
中小企業者等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を 15%（本則：19%）とする制度。
  
- ② 中小企業者等の貸倒引当金の特例における法定繰入率の見直し  
中小企業者等の貸倒引当金の特例について、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率を 1,000 分の 7（現行：1,000 分の 13）に引き下げる。
  
- ③ 寄附金の損金不算入制度の見直し  
イ 特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。  
ロ みなし寄附金制度について、その対象となる寄附金の額から収益事業以外の事業のために支出した金額のうち事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額を除外する。
  
- ④ 投資法人等に係る課税の特例における要件の適正化  
投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例における特定の資産の総資産のうちに占める割合が 50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算する。

## 第4章 消費課税

### 概要

- 適格請求書発行事業者の登録制度に係る申請書の提出が、令和3年10月1日より可能となります。
- 国際郵便による輸出免税における証明書類の保存要件が見直されます。
- 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期が見直されます。
- 金又は白金の地金の仕入税額控除に係る本人確認書類について、一部、対象から除外されます。
- その他

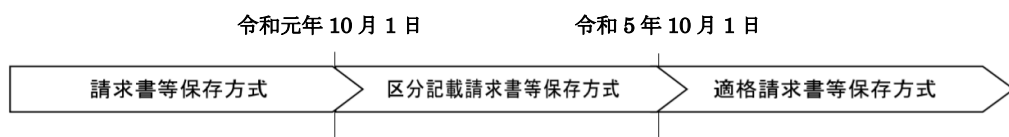
### (1) 適格請求書発行事業者の登録制度（過年度税制改正）

#### ① 改正の内容（近年の仕入税額控除の方式の遷り変り）

##### ● 改正の内容

- ① 令和5年10月1日より、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。
- ② 現在、適格請求書等保存方式制度の導入のための準備期間として、令和元年10月1日から4年間、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）が導入されています。

《仕入税額控除の方式》



（出典：国税庁資料）

#### ② 適格請求書等保存方式制度

適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。令和5年10月1日以降、現行の課税仕入れに該当するものであっても、適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の対象外となります。

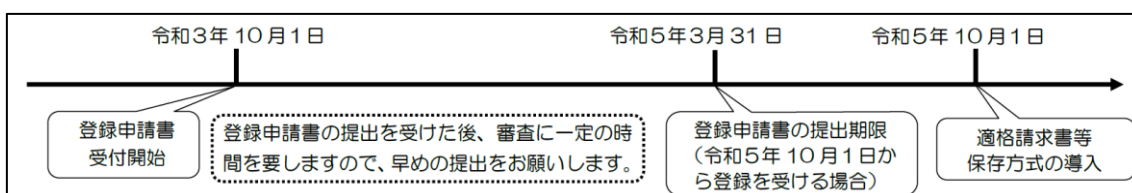
「適格請求書発行事業者」となる要件は次の通りです。

- イ. 課税事業者であること。
- ロ. 適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、登録を受

けること。

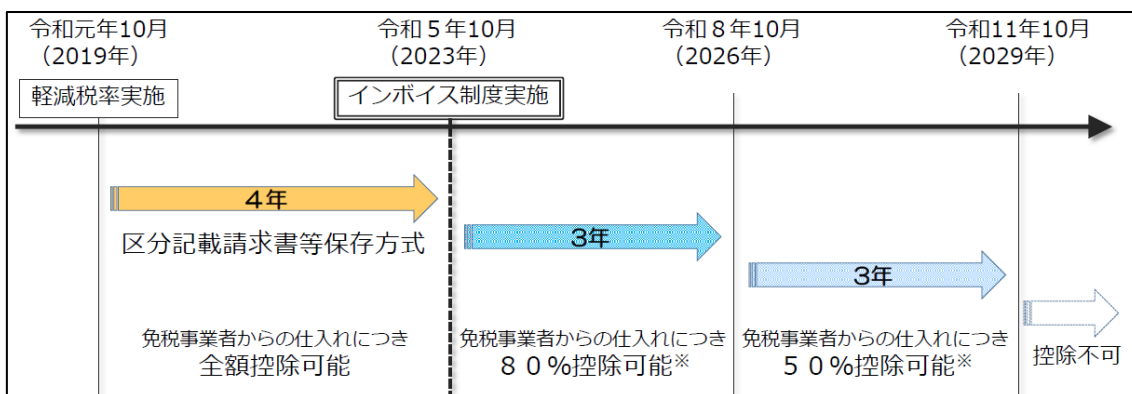
### ③ 適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日まで**に登録申請書を提出する必要があります。



(出典：国税庁資料)

ただし、以下のとおり、当面の間、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。



(出典：国税庁資料)

(注) 仕入税額控除の適用にあたっては、①免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と②本経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要

## (2) 郵便物として資産を輸出する場合の輸出証明

### ① 改正の内容

#### ● 改正の内容

「郵便物（注）」として資産を輸出し、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた当該郵便物の引受証及び発送伝票の控え等を保存しなければならないこととなります。

(注) 関税法第76条第1項に規定する「郵便物」を指します。

## ② 適用時期

令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## (3) 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期に係る改正

### ① 改正の内容

#### ● 改正の内容

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとなります。

## ② 適用時期

令和3年4月1日以後終了する課税期間について適用されます。

## (4) 金又は白金の地金の仕入税額控除に係る本人確認書類に係る見直し

### ① 改正の内容

#### ● 改正の内容

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類は、その本人確認書類の対象から除外されます。

## ② 適用時期

令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。

## (5) その他

### ① 改正の内容

イ. 割賦販売法の改正により創設される登録少額包括信用購入あっせん業者が行う包括信用購入あっせんに係る手数料について、消費税が非課税とされます。

ロ. 母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税が非課税とされます。



## 第5章 国際課税

### 概要

- 過大支払利子税制が見直されます。
- 外国子会社配当に係る外国源泉税の取り扱いが見直されます。
- その他、外国組合員の税制上の措置、クロスボーダー取引の特例における課税の特例制度の手続きが見直されます。

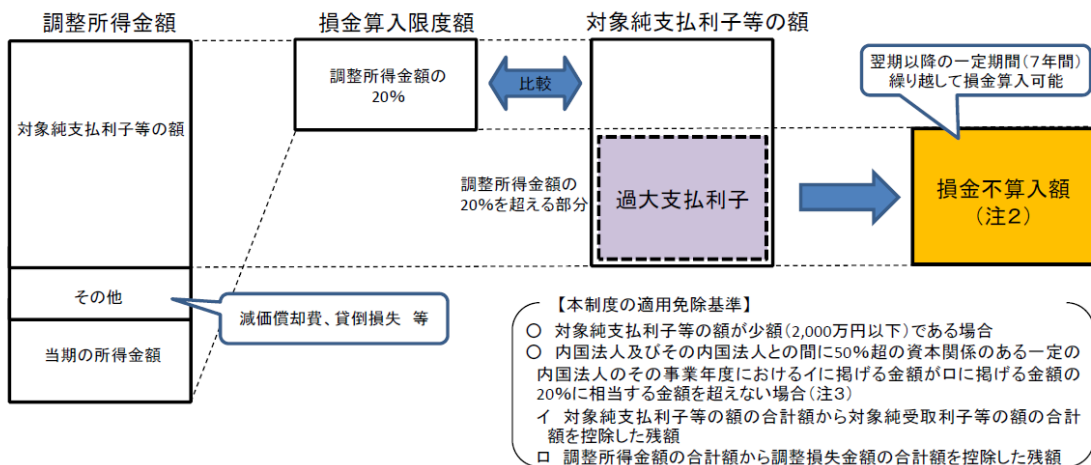
### (1) 過大支払利子税制の見直し

#### ① 改正の内容

- 改正の内容
  - ①対象外支払利子等に、一定の保険負債利子が含まれるようになります。
  - ②対象純支払利子等の額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額を受取利子等の額に加えられるようになります。

#### ② 制度の概要

過大支払利子税制は、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するために、対象純支払利子等の額のうち、調整所得金額の20%を超える金額を損金の額に含めない制度です。



(出典：財務省資料)

#### ③ 今回の改正点

イ、 対象外支払利子等の額に、次に掲げる金額が含まれるようになります。

- (イ) 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額
  - (ロ) 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額
- ロ、対象純支払利子等の額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額を受取利子等の額に加えることができるようになります。

#### ④ 適用時期

令和3年3月31日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

## (2) 外国子会社配当に係る外国源泉税の取り扱いの見直し

### ① 改正の内容

- 改正の内容

外国子会社から受ける配当等の額の源泉所得税の取り扱いについて、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける場合及び受けない場合それぞれが見直されます。

### ② 外国子会社配当の益金不算入制度を受ける場合

外国子会社から受ける配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとされます（現行：全額損金算入）。

### ③ 外国子会社配当の益金不算入制度を受けない場合

外国子会社から受ける配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限る。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につきその適用を認めることとなります（現行：全額不適用）。

## (3) その他の改正

- 改正の内容

- ① 外国組合員に対する課税の特例の要件が一部緩和され、特例適用申告書の提出手続の一部が電磁的方法によることができるようになりました。
- ② 振替国債等の利子の課税の特例等に係るクロスボーダー取引に係る申告書類の提出方法として、電磁的方法によることができるようになりました。

## 第6章 納税環境整備

### 概要

- 税務関係書類における押印義務が見直されます。
- 電子帳簿等保存制度が見直されます。
- その他、納税管理人制度の拡充など納税に関する制度が見直されます。

### (1) 税務関係書類における押印義務の見直し

#### ● 改正の内容

押印義務のある税務関係書類について、一部の書類を除き押印が不要となります。

※地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様。

#### ① 引き続き押印が必要な税務関係書類

- イ. 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ロ. 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

#### ② 適用時期

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

なお、施行日前の対象となる税務関係書類について押印が無い場合も、改めて求められることはありません。

## (2) 電子帳簿等保存制度の見直し

### ● 改正の内容

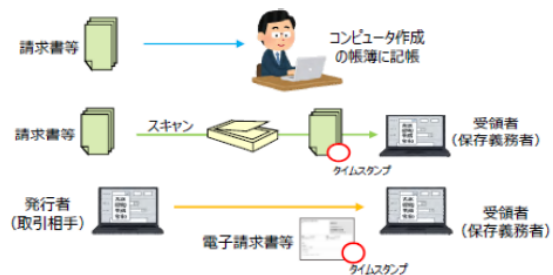
国税関係帳簿書類の電磁的記録、及び国税関係書類に係るスキャナ保存制度の手続きが簡素化されます。

#### ① 制度の概要

紙保存が原則である税務関係の帳簿書類について、以下3つの類型に基づき、電子データのみでの保存することができます。

現在この制度の利用には税務署長の事前承認の他、検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムの導入など様々な要件を満たす必要があります。

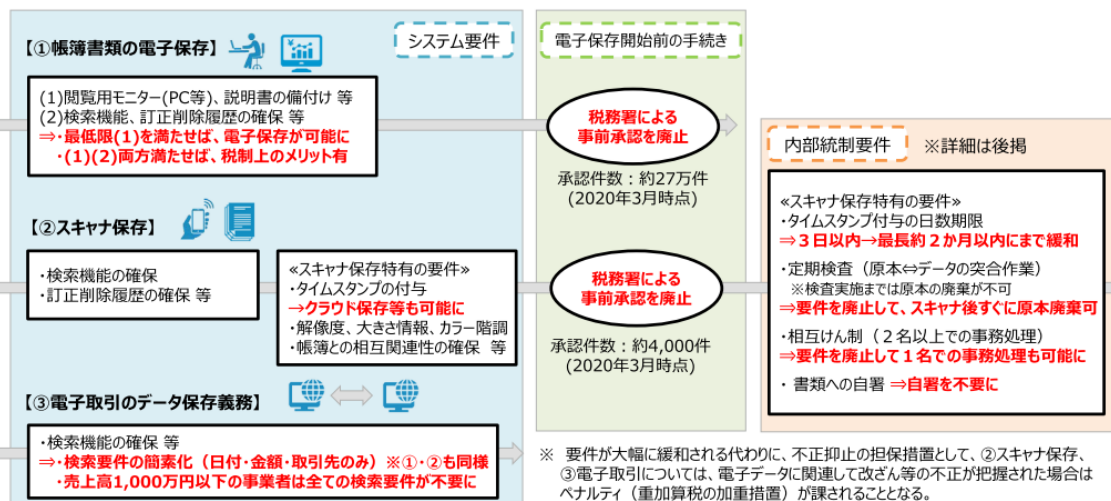
- ▶ 自己が電子的に作成する帳簿書類  
【①帳簿書類の電子保存】
- ▶ 取引の相手方から受領する書類  
【②書面で受け取った請求書等のスキャナ保存】
- ▶ 【③電子的に受け取った請求書等のデータ保存】



(出典：経済産業省資料)

#### ② 改正の全体像

今回の改正では、上記の3つの類型、帳簿書類の電子保存、スキャナ保存、電子取引のデータ保存の手続きが簡素化されます。



(出典：経済産業省資料)

### ③ 帳簿書類の電子保存制度の改正点

会計ソフト等へ入力した帳簿データの保存に関する改正です。

帳簿自体は電子データで作成されていますが、税務上は紙で印刷して保存するのが原則となっています。電子データのまま保存するためには、税務署長の事前承認を得ることの他、様々な要件を満たす必要があります。

要件	改正前	改正後
1. 税務署長の事前承認	必要	<b>不要</b>
2. 記録内容の訂正・削除履歴を確認できること	必要	<b>不要</b>
3. 取引年月日、取引金額等の記録項目を検索できること	必要	<b>不要</b>
4. 他の帳簿との相互関連性を確認できること	必要	<b>不要</b>
5. 電磁記録システムの概要書、操作説明書等関係書類の備付け	必要	必要
6. 記録内容確認のためのモニター(PC)、プリンターの備付け	必要	必要
7. 税務調査等でのデータのダウンロードの求めに応じること	—	<b>必要</b>

改正後は1の事前承認は不要となります。

また、改正前は2～4の機能を備えた信頼性の高いシステムしか認められていませんでしたが、5・6にあるモニターや説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿でも、電子データのまま保存することが可能となりました。

なお、今まで通り2～4の要件を満たす信頼性の高い電子帳簿については、過少申告加算税を5%軽減（所得税、法人税及び消費税）、所得税の青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円にするといった優遇措置が受けられます。

### ④ スキャナ保存制度の改正点

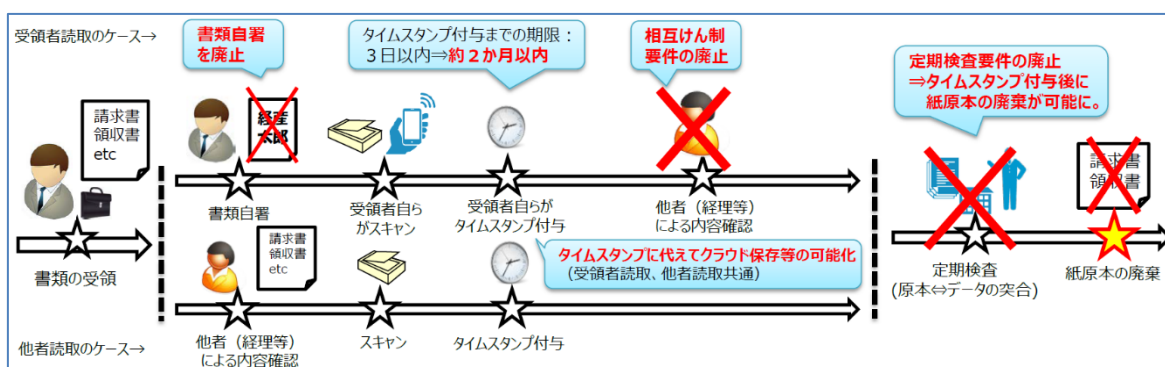
書面により受け取った請求書、領収書等をスキャンしてデータとして保存する場合の改正です。

要件	改正前	改正後
1. 税務署長の事前承認	必要	<b>不要</b>
2. 書類にタイムスタンプを付与する	3日以内	<b>2カ月以内</b> <b>(注1)</b>
3. 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程を整備する	必要	<b>不要</b>
4. 検索項目の指定	取引年月日	<b>取引年月日</b>

	取引金額 その他帳簿ごとの 主要な項目	<b>取引金額</b> <b>取引先</b>
5. 検索についての範囲指定及び項目を組み合わせ て条件を設定できる機能の確保	必要	必要 <b>(注2)</b>

(注1) 訂正・削除履歴が残るシステム(訂正・削除できないものを含む)の場合、タイムスタンプは不要。

(注2) 税務署職員の質問検査に基づき、データのダウンロードの求めに応じる場合は不要。



(出典：経済産業省資料)

### ⑤ 電子取引のデータ保存制度の改正

請求書、領収書等を電子データで受け取った場合の保存要件の改正になります。

要件	改正前	改正後
1. 書類にタイムスタンプを付与する	遅滞なく	<b>2か月以内</b> <b>(注1)</b>
2. 検索項目の指定	取引年月日 取引金額 その他帳簿ごとの 主要な項目	<b>取引年月日</b> <b>取引金額</b> <b>取引先</b> <b>(注3)</b>
3. 検索についての範囲指定及び項目を組み合わせ て条件を設定できる機能の確保	必要	必要 <b>(注2)(注3)</b>

(注1) 訂正・削除履歴が残るシステム(訂正・削除できないものを含む)の場合、タイムスタンプは不要。

(注2) 税務署職員の質問検査に基づき、データのダウンロードの求めに応じる場合は不要。

(注3) 判定期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における売上高が1,000万円以下である保  
存義務者の場合、2、3の検索要件は全て不要。

## ⑥ スキャナ保存、電子取引のデータの保存制度についての担保措置

### イ. 記録内容のデータの隠蔽・仮装について

保存された記録内容について、データの隠蔽・仮装が判明した場合、その申告漏れ部分に10%の重加算税が付与されます。

### ロ. スキャナ保存、電子取引のデータ保存制度における出力書面について

改正前はスキャナ保存、電子取引のデータ保存が要件を満たしていない場合、代わりに書面での保存が可能でしたが、今回の改正ではその措置は廃止となります。

改正後の保存要件を満たした状態でデータ保存する必要があります。

## ⑦ 適用時期

令和4年1月1日以後の適用となります。

## (3) その他の改正

### ① 納税環境整備における電子化、オンライン化等

#### イ. 納付等

国税については、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設等が行われ、国外からの納付方法が拡充されます。

また、地方税については、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付のための所要の措置が図られ、地方税共通納税システムの対象税目が一部拡大されます。

(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割(令和5年度以後の課税分について適用。))

#### ロ. 申請等

国税に係る申請又は提出等の方法について、e-Taxによる申請等の方法の拡充、クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備などが行われます。

また、地方税については、軽自動車税関係手続のオンライン化、eLTAXの対象となる申請等の範囲の拡充などが行われます。

#### ハ. その他

国及び地方公共団体からの各種通知等について、その一部が電子化されます。

### ② その他

納税地の異動があった場合における質問検査権の管轄の整備、納税管理人制度の拡充、無償譲渡等の譲受人等の第二次納税義務の整備及び滞納処分免脱罪の適用対象の整備などが行われます。

# 消費税のインボイス制度

## 1. 概要

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

インボイス制度の下では、「帳簿」及び「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

現行の課税仕入れに該当するものであっても、適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の対象外となります。

そのため、適格請求書発行事業者に登録できない免税事業者(売上1,000万円以下の事業者)については、得意先の課税事業者(買手)から仕入税額控除ができないことを理由に取引を断られる場合も想定されますので注意が必要です。

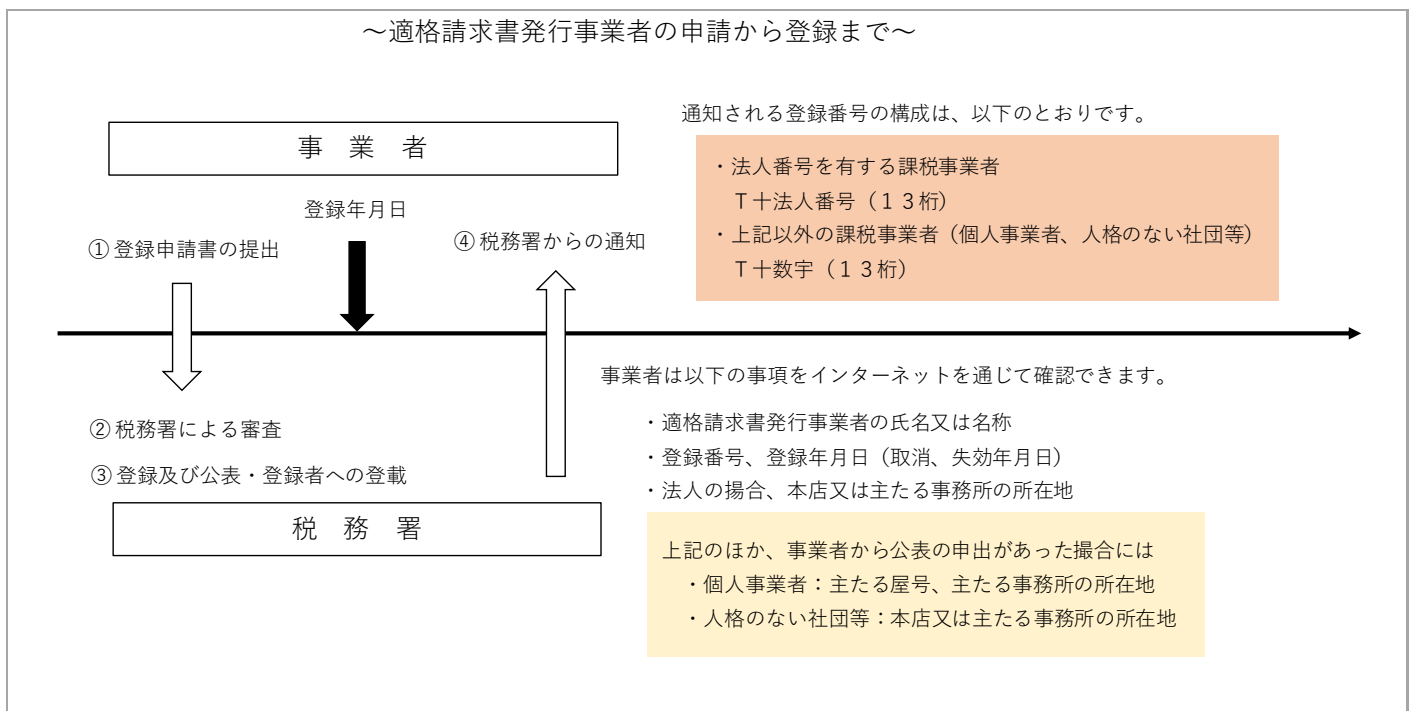
## 2. 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

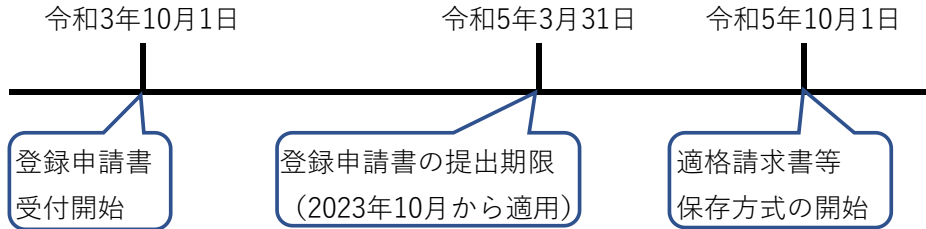
～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～





### 3. 登録申請のスケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。なお、登録を受けるためには、課税事業者であることが要件となります。



### 4. 適格請求書の記載事項

様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

- 【記載事項】
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
  - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

#### 適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等\*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

領収書

スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
内 消費税額		¥24
10%対象		¥550
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

\* 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

## 5. 適格申請書に記載する消費税等の端数処理

適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります。

例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません。

「○」印は正しい処理方法を示しています。

《一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う場合》

請求書		
(株)〇〇御中		令和5年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
...	...	...
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円	(消費税 5,454円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,962円)

※印は軽減税率対象商品 △△商事(株) 登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：  
 $60,000円 \times 10 / 110 \approx 5,454円$

8%対象：  
 $40,000円 \times 8 / 108 \approx 2,962円$

「×」印は誤った処理方法を示しています。

《個々の商品ごとに端数処理しているもの》

請求書		
(株)〇〇御中		令和5年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
...	...	...
合計	100,000円(消費税 8,380円)	
10%対象	60,000円	(消費税 5,439円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,941円)

※印は軽減税率対象商品 △△商事(株) 登録番号 T1234567890123

商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等とすることはできません。

10%対象：  
 $2,000円 \times 10 / 110 \approx 181円$   
 . . . . .  
 . . . . .  
 . . . . .  
**合計 5,439円**

8%対象：  
 $5,000円 \times 8 / 108 \approx 370円$   
 $8,000円 \times 8 / 108 \approx 592円$   
 . . . . .  
 . . . . .  
**合計 2,941円**

## 6. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

### 適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。
- また、適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能となる。

#### 適格請求書の交付義務免除

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等に委託して行う農林水産物の譲渡
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

#### 帳簿のみ保存で仕入税額控除可能

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 入場券等が回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

#### 《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

#### 記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)	
4 3	J R ●●	運賃 公共交通機関	10%	300	
4 4	○○地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300	

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

(財務省資料)

## 7. インボイスに係る電磁的記録の提供及び保存

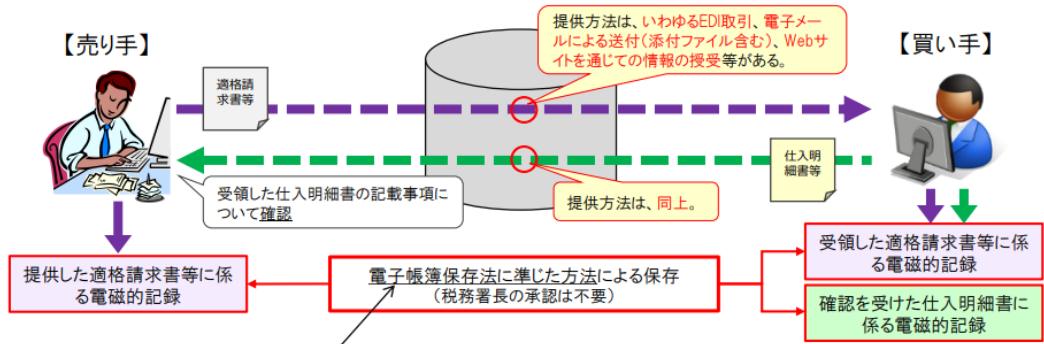
適格請求書発行事業者（売手）は、インボイスの交付に代えて、インボイスに係る電磁的記録（インボイスの記載事項を記録した電子データ（いわゆる電子インボイス））を提供することができます。提供した電子インボイスは、電子帳簿保存法に準じて一定の要件を満たした方法で保存する必要があります。

また、電子インボイスの提供を受けた事業者（買手）は、その電子インボイスを一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

なお、提供した又は提供を受けた電子インボイスについては、整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面により保存することも可能です。

## 適格請求書等の電磁的記録による提供について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した（提供を受けた）電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。（税務署長の承認は不要）
- 仕入明細書のように買い手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。



次の①～④を満たす方法

- ① 電磁的記録について次のイ～ハに掲げる措置のいずれかを行うこと
  - イ タイムスタンプを付す（電帳規 8①一・二）
  - ロ 訂正削除について一定の要件を満たすシステムを使用する（電帳規 8①三）
  - ハ 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める（電帳規 8①四）
- ② システム概要書等の備付け（電帳規 3①三、8①）
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保（電帳規 3①四、8①）
- ④ 検索機能の確保（電帳規 3①五、8①）

## 8. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

